特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

南あわじ市長

公表日

令和8年10月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 （1）国民健康保険法による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・住民基本台帳情報、適用除外要件等の確認による被保険者資格情報の審査、調査及び管理 （2）国民健康保険法による資格確認書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・資格確認書等の交付　　・高齢受給者証の負担割合の決定及び交付 ・特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。以下同じ。）療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付 ・限度額認定、標準負担額減額認定及び認定証の交付 （3）国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・高額療養費の算定基準額の認定及び支給　・療養費及び移送費の支給 ・高額介護合算療養費の支給　・出産育児一時金の支給 ・葬祭費の支給　・他の法令による医療に関する給付との調整 （4）国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・一部負担金の減免申請による審査及び決定 （5）国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ・保険給付の一時差し止め （6）オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 （7）国民健康保険法による保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 高額療養費システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバGW 6. 中間サーバー 7. 国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。） ＊国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市に設置される窓口端末で構成される。 8. サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表の44項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 ＜オンライン資格確認＞ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・別表の44項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 3. 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号） ・第113条の3　第1項、第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	［　　実施する　　］　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第2条の表 （情報提供の根拠） 2、3、6、27、38、42、48、65、69、83、87、115、125、131、137、141、158の項 （情報照会の根拠） 48、69、70、71の項 ＜オンライン資格確認＞ ・番号法第9条第1項　別表の44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　長寿・保険課
②所属長の役職名	福祉部　長寿・保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南あわじ市福祉部長寿・保険課 〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　0799-43-5257
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南あわじ市福祉部長寿・保険課 〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　0799-43-5257
9. 規則第9条第2項の適用	［　　］適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手） []接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び総務課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、総務課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月26日	システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 高額療養費システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 高額療養費システム 4　団体内統合宛名システム 5　中間サーバGW 6　中間サーバー	事後	記載漏れのため
平成29年3月21日	システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 高額療養費システム 4　団体内統合宛名システム 5　中間サーバGW 6　中間サーバー	1. 国民健康保険システム 2. 国民健康保険給付システム 3. 高額療養費システム 4　団体内統合宛名システム 5　中間サーバGW 6　中間サーバー 7　次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。） ＊国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市に設置される窓口端末で構成される。	事後	
平成29年3月21日	しきい値判断項目	平成27年5月1日	平成29年1月1日	事後	
平成30年3月20日	評価実施期間における担当部署（所属長）	市民課長　山崎　稔弘	市民課長　西庄　　登	事後	
平成30年3月20日	しきい値判断項目	平成29年1月1日	平成30年2月1日	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　①部署	市民部　市民課	市民福祉部　長寿・保険課	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	市民課長　西庄　　登	市民福祉部　長寿・保険課長	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南あわじ市市民部市民課　0799-43-5212	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課　0799-43-5217	事後	
平成31年3月22日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱い関する問合せ	南あわじ市市民部市民課　0799-43-5212	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課　0799-43-5217	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日　時点	平成31年1月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月24日	Ⅰ関連情報 1．特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（1）国民健康保険法による被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 （2）国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・被保険者証及び資格証明書等の交付 ・高齢受給者証の負担割合の決定及び交付 ・特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。以下同じ。）療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付 ・限度額認定、標準負担額減額認定及び認定証の交付 （3）国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・高額療養費の算定基準額の認定及び支給 ・療養費及び移送費の支給 ・高額介護合算療養費の支給 ・出産育児一時金の支給 ・葬祭費の支給 ・他の法令による医療に関する給付との調整 （4）国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・一部負担金の減免申請による審査及び決定 （5）国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ・保険給付の一時差し止め	【（1）～（5）は変更なし】 （6）オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	5年経過前の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月24日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・別表第一項番30 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第24条 3. 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号） ・第113条の3　第1項、第2項	事前	
令和2年3月24日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 27、42、43、44、45の項	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 27、42、43、44、45の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和2年3月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日　時点	令和2年1月1日　時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課　0799-43-5217	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課　0799-43-5257	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課　0799-43-5217	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課　0799-43-5257	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和4年1月1日　時点	事後	
令和5年3月28日	Ⅰ関連情報 1．特定個人ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（追加記載）	（7）国民健康保険法による保険給付費支給時の公金受取口座情報照会・取得	事後	
令和5年3月28日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	（追加記載）	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年3月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日　時点	令和5年1月1日　時点	事後	
令和5年3月30日	Ⅰ．1．③システムの名称	1．国民健康保険システム 2．国民健康保険給付システム 3．高額療養費システム 4．団体内統合宛名システム 5．中間サーバGW 6．中間サーバー 7．次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。） 　＊国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ 　群と、市に設置される窓口端末で構成される。	1．国民健康保険システム 2．国民健康保険給付システム 3．高額療養費システム 4．団体内統合宛名システム 5．中間サーバGW 6．中間サーバー 7．次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。） 　＊国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ 　群と、市に設置される窓口端末で構成される。 8．サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年3月30日	Ⅰ．1．②事務の概要	略 （2）国民健康保険法による被保険者、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・被保険者証及び資格証明書等の交付　・高齢受給者証の負担割合の決定及び交付 ・特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。以下同じ。）療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付 ・限度額認定、標準負担額減額認定及び認定証の交付 略 （6）オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 略	略 （2）国民健康保険法による資格確認書等、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・資格確認書等の交付　・高齢受給者証の負担割合の決定及び交付 ・特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。以下同じ。）療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付 ・限度額認定、標準負担額減額認定及び認定証の交付 略 （6）オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 略	事後	
令和5年3月30日	Ⅰ．1．③システムの名称	略 7．次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。） 略	略 7．国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（＊）」という。） 略	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月30日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一16、30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・別表第一　項番30 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第24条 略	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表の44項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 ＜オンライン資格確認＞ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・別表の44項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 略	事後	
令和5年3月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事後	
令和5年3月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日　時点	令和7年1月1日　時点	事後	
令和7年7月18日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	（新設）	[十分である]	事後	
令和7年7月18日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	（新設）	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月18日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	（新設）	3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年7月18日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	（新設）	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報 5　評価実施機関における担当部署	市民福祉部　長寿・保険課 市民福祉部　長寿・保険課長	福祉部　長寿・保険課 福祉部　長寿・保険課長	事前	組織改編による担当課の変更
令和8年4月1日	Ⅳ　リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び総務課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、総務課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	組織改編による担当課の変更